



かながわ湘南西

障福ナビだより



令和 4 年 1 月 31 日 第 117 号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

第 2 回 圏域相談支援ネットワーク会議 開催

令和 3 年 12 月 8 日(水)に第 2 回会議を Web 開催しました。

前号でもお伝えした通り、障害福祉計画の基本指針に“相談支援体制の充実・強化等”が新たに追加され、全国的に取り組むべき課題として明示されたことを受けて、現在策定中(一部策定済み)の神奈川県、圏域内市町の計画内容を踏まえつつ、改めて地域課題と捉え直して意見交換しました。現状認識では、「相談支援事業所、相談支援専門員が増えておらず、不足している」、「地域内に新規計画相談に応じる余力がない」、「新規の計画相談ケースに委託相談支援事業所がやむなく対応している



が、状況が落ち着いてからも特定相談支援事業所へ引き継げず、数が増え続けて業務を圧迫している」という点が、ほぼ共通していました。それらを背景に、「計画やモニタリングに追われる中で、意思決定支援の全県展開が正直不安だ」という声も聞かれました。

今後の対策では、相談支援事業所、相談支援専門員を増やすためのアイデアとして、

- ① 障害児者のサービス提供事業所の事業申請を受ける際に、市町行政が相談支援事業所開設を勧奨する。(圏域内で相談支援事業所の開所につながった事例が複数あり)
- ② 小規模で優良な相談支援事業所の経営基盤を強化するため、複数事業所の協働体制を促進し、機能強化型サービス利用支援費の取得を可能とする(ただし、地域生活支援拠点に位置づけることが必要)。そのために、市町部会等で説明の機会を設ける。
- ③ 報酬改定の内容理解が不十分な可能性もあるため、既存のわかりやすい資料を活用するなどして、普及啓発に努め、相談支援事業所が加算などを取得しやすくする。
- ④ 負担軽減によって本来業務へ集中できる環境を作ることを目的に、障害支援区分認定調査の相談支援事業所以外への委託を検討する。
- ⑤ 相談支援従事者初任者研修の就業率が高い地域に、申し込み追加枠を設定し、就業予定の人を拾い上げ易くする。

など、複数の意見があがりました。会議終了後にそれらを取りまとめ、ネットワーク内で共有しています。必要なものについては、神奈川県障害者自立支援協議会(書面開催)への回答書で第 6 期神奈川県障がい福祉計画(改定素案)への意見として報告しました。

第2回重心・医療的ケア支援ネットワーク会議 開催

令和4年1月14日（金）に、第2回会議をWeb開催しました。本ネットワークの正式名称「重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク」は、平成23年度にスタートして以来変わらずに用いてきた愛着のある名称ですが、“もう少し短い方が覚えやすい”というご意見や、昨今の医療的ケア児への注目が集まる一方で、成人の方も本ネットワークの支援対象であることの明示が必要であることから、第1回会議から検討を開始し、今回会議で3つの候補の中から決定しました。

新しい正式名称は、「重心・医療的ケア児者支援ネットワーク」です。本記事のタイトルでも使っている略称に“児者”をいれたものが正式名称として採用されました。来年度から使用開始しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その他の議題では、神奈川県医療課、障害福祉課から、横須賀三浦圏域での医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議での検討結果を報告いただきました。また、それを受けて、圏域内市町からも同様に検討状況を報告いただき、令和5年度頃からの配置を目標に掲げている地域が多いことがわかりました。サービス提供事業所からは、近くに養護学校卒業後の通所先がなく、遠いことを承知で他圏域から通所を希望する医療的ケアを必要とするお子さん・ご家族が増えており、来年度で受入れ枠がいっぱいになると報告がありました。これについては、当圏域だけでは解決できない広域の課題であることから、事務局が他圏域と課題を共有していくことになりました。その他、保護者の方からの当事者としての大切な役割についての発信、あんしんネット（ソーレ平塚）での医療的ケアを必要とする方の年末年始の緊急短期入所受入れや平塚養護学校の肢体不自由教育部門 進路に関わる連絡会の報告など、コロナ禍でも熱のこもった各機関からの実践報告が続きました。これだけの方が真摯に取り組んでいることを改めて実感し、力を分けていただいた気持ちになりました。

令和3年度 専門コース別研修「権利擁護」 虐待リスクとその対応を考える



日時：令和4年2月28日（月）9:30～17:30

方法：ZOOMによるオンライン

主催：特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク（KCN）

内容：相談支援専門員として、日々利用者の地域生活を支援する中で、無意識に利用者の権利を侵害している可能性があります。神奈川県における権利擁護の取り組みや、障害のある方の侵害されやすい権利について学びを深め、虐待につながる芽を摘む視点、その対応について講義と演習で学びを深めます。

講師：行實志都子氏 / 受講費：2000円

申し込み：KCN ホームページからチラシ及び申込用紙をダウンロードして記入し、初任者研修修了証又は現任研修を修了している方は最新の現任研修修了証のコピーを添付して郵送（郵送のみの受付）。※切：令和4年2月14日（月）17時必着、詳細はチラシ参照。

【あしがき】当法人ホームページで既にお伝えしていますが、1月24日（月）に丹沢レジデンシャルホーム（生活介護・施設入所支援）、花鳥地域生活支援センター（居宅介護）職員の新型コロナウイルスへの感染が確認されました。現在、平塚保健福祉事務所秦野センター、神奈川県、秦野市にご指導を賜りながら、感染拡大防止に努めております。当法人の事業所及び施設をご利用されている皆さま、ご家族様、関係機関の皆様方に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。今後の経過につきましては、ホームページにてご報告させていただきます。